



長野県報

11月13日(月)
平成18年
(2006年)
第1812号

目次

告示

地方税法に基づく特約業者の指定の取消し(税務課)	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課・健康づくり支援課)	2
都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水対策課)	2
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特定鳥獣の捕獲の禁止及び捕獲の数の制限の解除(森林整備課)	2
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の指定(森林整備課)	2

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(NPO活動推進課)	3
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(NPO活動推進課)	3
一般競争入札(2件)(地域福祉課)	3
森林法に基づく森林計画案の縦覧(4件)(森林政策課)	5
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特定鳥獣保護管理計画の公表(森林整備課)	5
建設業法に基づく建設業の許可の取消し(土木政策課)	6
一般競争入札(2件)(管財課)	11
開発行為に関する工事の完了(2件)(建築管理課)	12
特定調達契約に係る一般競争入札(情報管理課)	13
長野県議会議長からの請求に係る監査の結果に関する報告(監査委員事務局)	14
一般競争入札(高校教育課)	17



長野県告示第525号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

平成18年11月13日

長野県知事 村井 仁

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
秋山石油株式会社	長野県松本市出川2丁目7番3号	平成18年11月7日

税 務 課

長野県告示第526号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成18年11月13日

長野県知事 村井 仁

育成医療及び更生医療

医療機関の名称 所 在 地 指定した年月日
安藤病院 上田市中央西1-1-20 平成18年11月1日

障 害 福 祉 課
健康づくり支援課

長野県告示第527号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年11月13日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称
大町市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
大町都市計画下水道事業 大町市特定環境保全公共下水道
- 3 事業施行期間
平成7年7月2日から
平成23年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成7年長野県告示第119号、平成11年4月1日長野県告示第238号及び平成14年4月4日長野県告示第230号の事業地のうち、大町市常盤地内において事業地を変更する。

生活排水対策課

長野県告示第528号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定により、特定鳥獣の捕獲等の禁止及び捕獲等の数の制限を次のとおり解除します。

平成18年11月13日

長野県知事 村井 仁

- 1 捕獲等の禁止を解除する特定鳥獣の種類、区域及び期間
 - (1) 特定鳥獣の種類
ニホンジカの雌
 - (2) 区域
長野県全域
 - (3) 期間
平成18年11月15日から平成23年3月31日
- 2 捕獲等の数を解除する特定鳥獣の種類、区域及び期間
 - (1) 特定鳥獣の種類
ニホンジカの雌
 - (2) 区域
長野県全域
 - (3) 期間
平成18年11月15日から平成23年3月31日

森林整備課

長野県告示第529号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定します。

平成18年11月13日

長野県知事 村井 仁

- 1 南アルプス南部鳥獣保護区
 - (1) 区域
下伊那郡大鹿村所在の国有林伊那谷計画区中2012林班、2013林班、2014林班な小班、同林班ら小班、2015林班へ小班、2024林班から2027林班及び2030林班から2037林班、飯田市上村所在の同計画区3033林班、3039林班から3042林班、3058林班及び3059林班並びに飯田市南信濃所在の同計画区3069林班から3071林班、3083林班から3086林班、3088林班、3089林班、3091林班、3092林班、3104林班から3107林班、3112林班、3113林班、3116林班、3117林班及び3129林班から3132林班までの各林班の区域一円（面積約6,377ヘクタール）
 - (2) 存続期間
平成18年11月15日から平成28年10月31日まで
 - (3) 保護に関する指針
当該地域は、標高2,500から3,000メートル級の高山が連なる南アルプス国立公園に属しており、ライチョウや各種高山植物といった貴重な動植物の生息地となっています。
また、森林限界より低い地域は亜高山帯の天然林が多く、各種の野生動物の生息地となっていることから、「緑の回廊」として重要な当該地域を鳥獣保護区として指定するものです。

森林整備課